

庁舎等における窓口受付時間を変更します(試行)

町では、利便性向上のためデジタル化によるオンライン申請の充実を進めています。また、厚生労働省が推進する労働環境の整備として、職員の働き方改革も必要となっています。そのため、役場庁舎及び保健センターの窓口受付時間の変更(短縮)の試行を以下のとおり実施することになりました。

町民の皆様にはご不便をおかけいたしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

○試行開始 令和8年11月2日(月)から
受付時間 午前9時から午後4時

○対象施設 益子町役場庁舎及び保健センター

※対象施設の出入口開閉時間も午前9時と午後4時となります。

○電話受付や窓口延長は次のとおり実施します。

- ・電話受付時間(平日)…午前8時30分から午後5時15分(変更ありません)
- ・金曜窓口延長(祝日を除く金曜日)…午後4時から午後7時まで(町民くらし課・税務課のみ)
- ・休日窓口(祝日を除く第3土曜日)…午前8時30分から正午まで(町民くらし課の証明書交付事務のみ)

○来庁不要のサービスをご活用ください。

【コンビニでの証明書交付】

マイナンバーカードを利用することで、全国のコンビニで住民票の写し・印鑑登録証明書・一部の税証明書※(所得証明書・課税証明書・住民税決定証明書)が取得できます。

※税証明書は現年度分のみとなります。

【コンビニ納付・口座振替】

役場での納付が難しい方は、町県民税(普通徴収)・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税(普通徴収)については、コンビニでの納付や口座振替をご利用ください。介護保険料・後期高齢者医療保険料は口座振替をご利用ください。

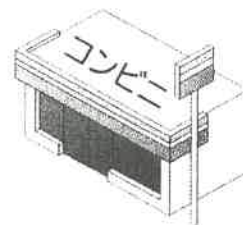
待ち時間
ありません

土日祝日、夜間も
使えます

手数料が
お得です

毎日6:30から23:00まで
利用可能

手数料は1件につき150円
窓口で取得するより50円お得



【オンライン申請】

一部のお手続きは、スマートフォンやパソコンから24時間いつでも可能です。詳しくは、益子町ホームページ「オンライン申請」をご覧ください。

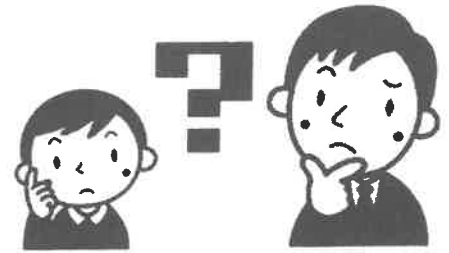
益子町ホームページ内
「オンライン申請」ページへ



問い合わせ 総合政策課DX推進係 TEL72-8830

※裏面の「窓口受付時間の変更に関するご質問」もご覧ください。

窓口受付時間の変更に関するご質問(Q & A)



Q 1. なぜ窓口の受付時間を短縮するのですか？

A 1. 窓口対応のない朝夕の時間帯を活用して、事務作業や業務の準備等を行うことで、業務効率化や労働環境の改善を推進し、質の高いサービス提供を目指します。近年、コンビニでの証明書交付やオンライン申請手段が増え、来庁しなくても済む手続きが増えていることも背景にあります。

Q 2. 午前9時前や午後4時以降に役場へ行ったら、手続きしてもらえますか？

A 2. 誠に恐れ入りますが、原則として午前9時から午後4時以外の時間は窓口対応を行うことができません。日中のご来庁が難しい場合は、「金曜日窓口延長」や「第3土曜日に行う休日窓口」、またはコンビニでの証明書交付やオンライン申請をご利用いただきますようお願いいたします。

Q 3. 電話の対応時間も変わりますか？

A 3. 電話の対応時間は、午前8時30分から午後5時15分でこれまでどおり対応します。なお、職員の勤務時間も変更はございません。

**Q 4. スマートフォンを持っていない、近くにコンビニ也没有せん。
どうすればよいですか？**

A 4. デジタル機器をお持ちでない方、コンビニ等のご利用が難しい方には、ご不便をおかけいたします。恐れ入りますが、午前9時から午後4時の間に来庁していただくか、「金曜日窓口延長」や「第3土曜日に行う休日窓口」をご利用ください。また、郵送でできる手続きもございます。ご不明な点はお電話(午前8時30分から午後5時15分)でご相談ください。

Q 5. 「試行」とありますが、ずっとこのまま短縮されるのですか？

A 5. 今回の変更は、令和8年11月からの「1年間」を試行期間として実施します。この期間中の、町民の皆様から寄せられたご意見などを検証したうえで、問題がなければ、本格実施に移ります。